

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

令和二年十二月九日

条例第五十一号

改正 令和三年二月一七日条例第一一号

目次

- 第一章 総則（第一条—第二十一条）
 - 第二章 助産施設（第二十二条—第二十五条）
 - 第三章 乳児院（第二十六条—第三十三条）
 - 第四章 母子生活支援施設（第三十四条—第四十一条）
 - 第五章 保育所（第四十二条—第四十七条）
 - 第六章 児童厚生施設（第四十八条—第五十一条）
 - 第七章 児童養護施設（第五十二条—第六十条）
 - 第八章 福祉型障害児入所施設（第六十一条—第六十八条）
 - 第九章 医療型障害児入所施設（第六十九条—第七十一条）
 - 第十章 福祉型児童発達支援センター（第七十二条—第七十五条）
 - 第十一章 医療型児童発達支援センター（第七十六条—第七十八条）
 - 第十二章 児童心理治療施設（第七十九条—第八十五条）
 - 第十三章 児童自立支援施設（第八十六条—第九十五条）
 - 第十四章 児童家庭支援センター（第九十六条—第九十八条）
 - 第十五章 雑則（第九十九条）
- 付則

（中略）

第六章 児童厚生施設

（設備の基準）

第四十八条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）

第四十九条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- 六 前各号に掲げる者のほか、区規則で定める基準を満たす者

（後略）